

生駒市規則第 2 1 号

生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 2 6 年 6 月 3 0 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の育児休業等に関する規則(平成 4 年 4 月生駒市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 1 号ア中「及び教育公務員特例法(昭和 2 4 年法律第 1 号)第 2 6 条第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間」を「、教育公務員特例法(昭和 2 4 年法律第 1 号)第 2 6 条第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間及び地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 2 6 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をしていた期間」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 給料等の支給に関する規則(昭和 3 2 年 7 月生駒市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 配偶者同行休業(法第 2 6 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第 2 条の 2 第 2 項、第 4 条の 1 0 第 1 項第 3 号及び第 4 条の 1 2 第 2 項中「

大学院修学休業をし」の次に「、配偶者同行休業をし」を加える。

第5条の5第3項中「第16条第2項第5号」を「第16条第2項第6号」に改める。

第6条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 配偶者同行休業をしている職員

第10条第2項第2号中「及び第6条第1項第7号に掲げる職員」を「、第6条第1項第7号に掲げる職員及び同項第8号に掲げる職員」に改める。

第12条第1項第4号中「第6条第1項第7号」の次に「及び第8号のいずれか」を加える。

第16条第2項第2号中「及び第6条第1項第7号に掲げる職員」を「、第6条第1項第7号に掲げる職員及び同項第8号に掲げる職員」に改める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。